

## 関連資料 1

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成 22 年神奈川県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「3 の項」を「4 の項」に改め、同項第 1 号中「第 104 条の 2 の 2 第 6 項」の次に「及び第 104 条の 2 の 4 第 6 項」を加え、「又は第 108 条の 3 の 2」を「、第 108 条の 3 の 2 又は第 108 条の 3 の 3」に改め、同項第 2 号中「第 3 項まで」を「第 4 項まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「2 の項」を「3 の項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「1 の項」を「2 の項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例別表第 3 の 1 の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。